平成２２年（フ）第２０９号
神戸市西区森友５丁目86番地　シャトルウッド306号、旧住所兵庫県加古郡播磨町本荘１丁目７番29―706号
債務者　若林　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
神戸市西区学園西町４丁目９番地の７、旧住所名古屋市中村区佐古前町22番８号
債務者　竹村みやら
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟1302号室
債務者　松本　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１３号
千葉県松戸市五香西１丁目28番地の７エイブル103号
債務者　小川　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２１号
千葉県柏市十余二297番地134　市営住宅２―14号
債務者　沖　亜希子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９６号
北九州市門司区丸山３丁目５番６号
債務者　吉田　輝明
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６０９号
北九州市若松区修多羅２丁目４番６―1002号
債務者　渕野　　彰
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１５号
北九州市若松区久岐の浜２番６―302号
債務者　串田　聖一
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３０号
北九州市門司区二タ松町９番５―408号
債務者　久保　厚義
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４６号
北九州市戸畑区牧山４丁目22番13号
債務者　石本　吉也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５６１号
名古屋市名東区藤が丘177番地　市営藤が丘荘1002号
債務者　救急ロックこと　原科　　努（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０号
東京都新宿区天神町77　フロイデン202号、住民票上の住所名古屋市東区東桜２丁目８番５号　東桜シティハイツ902号
債務者　片岡千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６０２号
愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ参番館406号
債務者　杉本　　栄
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２７号
名古屋市中川区八家町１丁目75番地　シェルフィー202号
債務者　二田水麻由美（旧姓平野・林）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
青森県青森市浪岡福田２丁目５番地２　市営福田団地Ｂ―６―４
債務者　船水　貞一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３０号
青森県弘前市大字門外１丁目16番地６
債務者　斎藤奈穂子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部